

診療情報の開示と提供について

ご希望により、カルテ等の診療情報を提供（一部有償にて）させていただきます。

- ・提供の対象となる診療情報

診療録（カルテ）等、診療を目的として病院が作成又は取得した記録

- ・提供の方法

(1) 主治医との面談による開示

(2) 紙媒体およびCD-R等の電子媒体等による複製物の提供

- ・提供を申請することが出来る方

(1) 患者が成人であって合理的判断ができる場合は、原則として患者本人へ提供

(2) ご本人以外の場合

ア) 患者が成人の場合で合理的判断ができない状態にある場合

→ 法定代理人または現に患者の世話をしている親族、あるいはそれに準ずる縁故者

イ) 患者が未成年で、合理的判断ができない状態にある場合 → 法定代理人のみ

ウ) 患者が未成年で、合理的判断ができる場合 → 患者本人と法定代理人の連名による申請

※ただし満15才以上の未成年者の場合で、連名で申請できない理由あるいは疾病の状態等によっては本人による申請を認める場合があります。

- ・診療情報の提供をさせていただく場合の料金（税込）

内 容	料金（税込）
カルテ開示基本料金（1申請につき）	5,500 円
医師面談料（30分以内）	5,500 円
医師面談料（超過料金10分につき）	1,650 円
紙カルテ閲覧料（30分以内）	3,300 円
紙カルテ閲覧料（超過料金10分につき）	1,100 円
CD-R作成料（画像データ等、1枚につき）	1,100 円
診療録の写し（カラーコピー、カラー印刷とも）	55 円
診療録の写し（白黒コピー、白黒印刷とも）	22 円

令和8年6月1日現在

社会医療法人 盛和会 本田病院